

令和7年度道路除雪事業 直営除雪業務実施要領（抜粋）

※当要領は、採用後配布するものから一部抜粋したものです。採用後、内容を一部変更する場合があります。

※「小谷村直営除雪オペレーター募集」に応募する際は、当要領を熟読いただき、内容に同意いただいたうえでご応募ください。

1 除雪事業

（1）除雪基準

- ・原則として、道路面の積雪が15cmに達した時点で出動する。
各オペレーターは、常に担当路線の積雪状況に注意し、出動した際は積雪が出動基準に達していることが確認できる写真を撮影すること。
- ・例外として、以下の場合は随時出動する。
 - （ア）事故などの緊急時
 - （イ）建設係から指示があった場合

（2）除雪区分(除雪目標)

区分	除雪目標
A	夜間降雪時は、翌朝7時00分までに車両がスムーズに通行できるようにする。日中降雪時は随時除雪を行い、交通を確保する。
B	区分Aの除雪終了後、通行を確保する。
C	歩行者の足を確保するため、除雪機械で圧雪程度の作業を行う。
観光地	夜間降雪時は、翌朝7時00分までに除雪を完了させる。ただし、積雪が15cmに達した場合、随時出動し車道幅員全幅を確保する。また、大型車両の通行に対応した除雪を行う。

※凍結防止剤散布車両との連絡を密に行い、凍結防止剤の効果が十分発揮される様に努めること。

（3）除雪路線及び分担

- ・別紙路線計画表のとおり（採用後配布）
- ・降雪前に各担当路線の下見、排雪場の確認を行い、物損事故等の削減に努めること。

（4）各種報酬単価及び作業時間

- ・管理作業と除雪作業の作業時間及び報酬単価の区分は下記のとおりとする。なお、各報酬単価は人事通知書記載のとおりとする。

管理作業 作業時間：平日の午前8時30分から午後5時まで（7.5時間/日）

原則、土曜日・日曜日・祝日は休日とする。

除雪作業 作業時間：平日日中（午前 8 時から午後 8 時）
 平日夜間（午後 8 時から翌朝 8 時）
 休日日中（午前 8 時から午後 8 時）
 休日夜間（午後 8 時から翌朝 8 時）

} 作業時間毎に時間単
 価を設定し、除雪報
 酬の集計を行う。

なお、除雪作業は上記基準を満たした場合の出動、または建設係から出動の指令があった場合のみ適用する。

待機報酬 除雪作業に出役していない日のみを支給要件とする。

（５）除雪作業時間等の管理

- ・ ワイズ公共データシステム株式会社が提供する除雪管理システムを用いて除雪作業時間の管理を行う。なお、除雪作業時間の報告は各自パソコンから除雪管理システムを利用して報告すること。
- ・ あらかじめ地図上で除雪路線を登録しているため、路線を外れた除雪作業は報酬支給の対象外とする。ただし、作業の必要がある場合はあらかじめ建設系の許可を受けること。

2 管理作業

- ・ 管理作業は 1 2 月から 3 月までとし、休憩・休息を含み平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。なお、休日（土・日・祝日）で管理作業を行う場合は、必ず事前に作業箇所及び作業内容を建設係除雪担当に報告すること。
- ・ 除雪作業を優先し、緊急の場合を除き除雪作業を行った日に管理作業を引き続き行わないこと。
- ・ 各オペレーターは、担当路線の積雪がほぼなくなり、その後の天気予報等で降雪予報がされなくなった時期にスノーポール撤去作業を実施すること。

3 作業時の注意事項等

- ・ 会計年度任用職員（地方公務員）であることを自覚し、節度ある対応をとること。
- ・ 安全第一で除雪・管理作業業務を行うものとし、各作業員は日頃から体調の自己管理を行い出動・勤務に備えること。また、アルコールチェックが義務化されていることに伴い、各作業員に携帯型のアルコールチェッカーを貸与するので、勤務前・勤務後にアルコールチェックを実施すること。なお、呼気検査の結果、基準値以上のアルコールが検出された場合は、除雪統括責任者（班長）と除雪責任者に連絡し、担当路線の応援要請をすること。アルコールチェック結果は「除雪機械点検記録票」のアルコールチェック結果欄へ記入し、10 日ごとに役場建設係へ提出すること。
- ・ 担当路線沿いの地区連絡員及び関係者と降雪前に打ち合わせを行い、排雪場所や注意事項を確認すること。

- ・雪崩などの発生時には速やかに出動し、交通を確保すること。
- ・圧雪及び除雪は計画的に行い、通行の障害となることは極力避けること。
- ・連続4時間以上の運転を行った場合には、15分を目途に休息をとること。
(労働時間は原則1日8時間以内もしくは1週40時間以内)
- ・作業中に疲労が著しい場合は、無理をせずに作業を中断して休息をとること。なお、休息をとる際は、除雪機械の灯火類は全て消灯すること。
- ・道路施設及び道路付属物（標識・ガードレール・カーブミラー・マンホール等）を破損しないように努めること。なお、破損等があった場合には、建設係まで直ちに報告すること。
- ・近年の社会情勢などから、除雪作業に対し厳しい見方がなされている。効率的な除雪を行うとともに、住民から誤解を受けるような行動は避けること。
- ・個人及び企業等から屋根雪下ろし時の除雪要請があった場合、個別の依頼は受けつけない。ただし、集落全体での一斉作業や公共施設（公民館及び消防小屋等）の場合は、村民から誤解を受けない程度で対応すること。なお、除雪の可否についてはオペレーター個人で判断せず、建設係へ報告し指示を受けること。
- ・あくまでも村道除雪は自然積雪に対応するものであり、個人益に繋がるものであってはならない。

4 機械の管理について

- ・機械の修理には、多額の修理費が発生するため、大切に扱うこと。
- ・ラジエターやエンジンオイル等の点検やグリスアップ等のメンテナンスを適宜行い、良好な機械の状態を常に保つこと。
- ・エッジの状態は常に注意し、すり減ってきた場合は随時交換すること。
- ・タイヤチェーンや排土板等、機械（付属品含む）の修理が必要なときは、無断で資材等の購入（物品購入も含む）をせず、必ず建設係に報告し指示を受けること。
- ・除雪機械に異常が生じた場合は、直ちに除雪責任者または除雪担当者へ報告すること。
- ・「除雪機械点検記録票」を毎回記入し、10日ごとに役場建設係へ提出すること。
- ・運転席等、重機の清掃を行い、除雪期間終了後には速やかに返却すること。

5 作業日報について

(1) 除雪作業の報告

- ・除雪稼働時間の報告については、除雪管理システムを用いて各自で入力し報告すること。なお、報告が遅れた場合は報酬の支払いが遅れる場合もあるので、期限については特に厳守すること。
- ・報酬支払の都合上、毎月月末までにその月の分を除雪管理システムで報告すること。
- ・除雪管理システムで作成される除雪稼働日報において、作業中15分以上の停止また

は空白があるものについて、除雪管理システムで稼働日報を提出する際にその理由を入力して報告すること。理由がない場合は除雪報酬の集計から削除する。

- ・吹雪や林の陰等、除雪管理システムの GPS が受信できない場合が考えられるため、運行記録用紙（タコ・タスク）を必ず入れて作業すること。
- ・運行記録用紙が無くなる前に、建設係まで報告し補充を受けること。

（２）管理作業の報告

- ・管理作業を実施した場合は、日報用紙に作業内容、管理時間及び機械を使用した場合はその機種等を記載し、10 日に 1 度（月 3 回）除雪担当者に提出すること。なお、報告が遅れた場合は、報酬の支払いが遅れる場合もあるので、提出期限については特に厳守すること。

7 事故対応について

- ・事故の発生時には、人身・物損の別、事故の大小を問わず、直ちに建設係まで報告すること。その後の事故処理は建設系の指示に従うこと。
- ・事故後の対応については、小谷村が加入する保険事業者が対応する。ただし、小谷村が所有する施設への損害は保険の対象外となるため、作業時は特に注意すること。
- ・物損事故については、オペレーターからの報告が無いままシーズンを終えると、事後対応扱いとなり保険による修繕の対象にもならないので必ず報告は行うこと。
※除雪作業に係わる全ての事故について、議会報告案件となる。
- ・過失の全てが小谷村にあるとは限らないため、安易な示談は行わないこと。

8 住民等への配慮

- ・住宅出入口付近の除雪は、その住宅の住人となったつもりで作業をすること。
雪の押し付けや物損などに注意すること。
- ・一部特定の個人または業者のための除雪は禁止する。
- ・脱輪やスリップ等による車両の救助には、「車両破損の可能性があること」、「破損について責任は取れない」旨を必ず伝え、相手方が了承した時のみ作業を行うこと。
- ・小谷村の会計年度任用職員（地方公務員）であることを常に自覚し、業務を遂行すること。特に「オペレーターの態度が悪い」といった苦情につながるような、他人への言動等については十分注意すること。

9 報酬について

人事通知書のとおり（採用後交付）

10 その他

- ・降雪による倒木や枝の落下が心配される箇所は事前に処理すること。

- ・凍結防止剤自動散布機を4台配備しているので、柵池・白馬乗鞍班、役場班オペレーターは、散布機周辺の除雪及び凍結防止剤の補充をすること。
- ・県道、国道との交差点、交差部分に雪を溜めないようにすること。県道、国道の除雪作業者がまだ作業を行っていない場合、県道、国道の隅へ雪を押し付けておけば片付けてくれるそうです。(平成26年度除雪会議申し合わせ)
- ・団体での作業となるので、新型コロナウイルス感染症を含めた各種感染症への予防策を各自実施すること。(インフルエンザ予防接種など)また、作業前には検温を実施し、37.5度以上の発熱があり行動履歴から新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、除雪担当及び除雪責任者へ報告すること。
- ・退職後に離職証明書を希望する場合は、あらかじめ建設係まで申し出ること。
- ・雪出し等人手が必要な場合は、直営オペ内にて適宜調整し対応すること。

・担当者等連絡先

小谷村役場建設水道課建設係 (直通) 0261-82-2204

機械点検・アルコールチェック表様式

令和 年 月分 除雪機械点検・アルコールチェック表

点検者氏名：
機 械 名：タイヤドーザー
型 式 番 号：

小谷村役場 建設水道課 建設係 確認欄

課長	係長	係員

区 分	点 検 事 項		点 検 日										
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
アルコール チェック	始業前	検査時間 数値	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	終業後	検査時間 数値	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
エンジン	潤滑油の油量・漏れ												
	冷却水(ホース及び配管)の水量・漏れ												
	ファンベルトの張り・損傷												
	計器の作動・損傷												
	燃料の量・漏れ												
作業装置	主クラッチ・トルクコンバーターの作動・油量												
	トランスミッションの異音・油漏れ												
	排雪板取付部の亀裂												
	エッジの摩耗・ボルトの締め付け												
	油圧装置の油漏れ												
走行装置	ブレーキの効き												
	チェーンの摩耗・亀裂												
	シャーフレム												
安全保安装置	起伏制限装置												
	ロック装置の作動												
	警報機の作動												
	グリスアップ(目安稼働時間:20 h~30 h)												

異常 及 び 処 置	月 日	異 常 の 状 態	処 置 事 項

(注) 点検結果は○、△、×で記入すること。この点検記録表はおよそ10日ごとに役場建設係へ提出すること。安全に考慮しながら点検を行うこと。

令和 年 月分 除雪機械点検・アルコールチェック表

点検者氏名：
機 械 名：ロータリー
型 式 番 号：

小谷村役場 建設水道課 建設係 確認欄

課長	係長	係員

区 分	点 検 事 項		点 検 日										
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
アルコール チェック	始業前	検査時間 数値	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	終業後	検査時間 数値											
エンジン	潤滑油の油量・漏れ												
	冷却水(ホース及び配管)の水量・漏れ												
	ファンベルトの張り・損傷												
	計器の作動・損傷												
	燃料の量・漏れ												
作業装置	主クラッチ・トルクコンバーターの作動・油量												
	トランスミッションの異音・油漏れ												
	プロアーオーガーケースの変形												
	プロアーオーガーの変形												
	エッジの摩耗・ボルトの締め付け												
	油圧装置の油漏れ												
	Vベルトの摩耗・ゆるみ												
走行装置	そりの高さ												
	ブレーキの効き												
	タイヤ空気圧・チェーンの摩耗												
安全保安装置	シャーフレム												
	ロック装置の作動												
	警報機の作動												

異常 及 び 処 置	月 日	異 常 の 状 態	処 置 事 項

(注) 点検結果は○、△、×で記入すること。この点検記録表はおよそ10日ごとに役場建設係へ提出すること。安全に考慮しながら点検を行うこと。